

鶴岡市観光財源検討委員会委嘱状交付式

及び 第1回鶴岡市観光財源検討委員会

日 時 令和8年8月19日（水）

午後2時30分から

場 所 鶴岡市役所 6階 大会議室

次 第

1 委嘱状交付式

- （1）委嘱状交付
- （2）市長挨拶

2 鶴岡市観光財源検討委員会

- （1）開 会
- （2）委員自己紹介
- （3）事務局紹介
- （4）委員長の選出
- （5）委員長挨拶
- （6）議 事
 - ① 鶴岡市の観光の現状・課題について
 - ② 新たな観光財源の検討について
- （7）その他
 - 第2回検討委員会の日程について
- （8）閉 会

鶴岡市観光財源検討委員会委員名簿

団体名称	役職	氏名
東北公益文科大学	教 授	青木 孝弘
一社) DEGAM 鶴岡ツーリズムビューロー	常 務 理 事	阿部 知弘
県旅館ホテル生活衛生同業組合	副 理 事 長	阿部 公和
鶴岡旅館組合	組 合 長	小林健治郎
湯野浜温泉観光協会	会 員	五十嵐 浩
あつみ観光協会	副 会 長	佐藤 鉄平
湯田川温泉観光協会	理 事 長	大滝研一郎
由良温泉観光協会	会 長	石川 博一
羽黒町観光協会	会 長	土岐 彰
鶴岡商工会議所	事 務 局 次 長	三浦 千博
出羽商工会	事 務 局 長	池田ゆり子

50 音順

事務局名簿

所属	役職	氏名
商工観光部	部 長	三浦 一夫
商工観光部観光物産課	課 長	奥山 真裕
〃	課 長 補 佐	伊藤 孝之
〃	主 査	富樫 由梨
〃	観 光 物 産 専 門 員	菅原 大愛
総務部課税課	課 長	小林 雅人 (欠席)
〃	主 幹	八幡 仲
〃	税 務 主 査	木村智香子
羽黒庁舎産業建設課	課 長 (代 理 主 査)	小林 尚志 (坂田 英勝)
温海庁舎産業建設課	課 長 (代 理 主 査)	渡部 宏一 (中村 純)

令和8年8月1日

(設置)

第1条 本市の観光振興に関する施策の持続的な推進に係る財源の在り方を検討するため、鶴岡市観光財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 観光振興のための宿泊税をはじめとする財源に関すること。
- (2) 前号の財源に係る制度の内容に関すること。
- (3) 財源の使途に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の観光振興に関する施策の持続的な推進に係る財源の在り方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

- 2 委員は、別表第1に掲げる団体等が推薦する者又は市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。ただし、特段の理由がある場合は、期間を定めて延長することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、別表第2に掲げる課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表第1 (第3条関係)

学識経験者
DEGAM 鶴岡ツーリズムビューロー
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
鶴岡旅館組合
湯野浜温泉観光協会
あつみ観光協会
湯田川温泉観光協会
由良温泉観光協会
羽黒町観光協会
鶴岡商工会議所
出羽商工会

別表第2 (第8条関係)

商工観光部観光物産課	委員会の運営全般に関すること。
総務部課税課	新たな財源の賦課に関すること。
羽黒庁舎産業建設課	羽黒町観光協会との調整に関すること。
温海庁舎産業建設課	あつみ観光協会との調整に関すること。

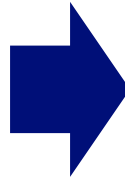
鶴岡市の観光の現状

第 1 回検討委員会資料
令和 8 年 8 月 1 9 日（水）

1 鶴岡市の観光に関する現状と課題

現 状

- ① 国内旅行市場の変化
 - ・人口減少による国内旅行者の減少
 - ・日帰りの割合の増加
- ② 観光産業の担い手不足
 - ・人材確保、事業承継リスク
 - ・繁忙期の受入余力の確保
- ③ 旅行形態の多様化
 - ・新型コロナ以降の団体旅行の減少、個人や体験志向の旅行の拡大
 - ・宿泊予約手段手法の変化（旅行会社の市場規模縮小、OTA市場の拡大）
- ④ インバウンド需要の高まり
 - ・外国人延べ宿泊者数の増加と国際的評価の高まり
 - ・受入環境の充実が必要
- ⑤ 観光を取り巻く環境変化
 - ・物価、エネルギー価格の高騰
 - ・感染症、災害等のリスク
 - ・他地域との競争の激化



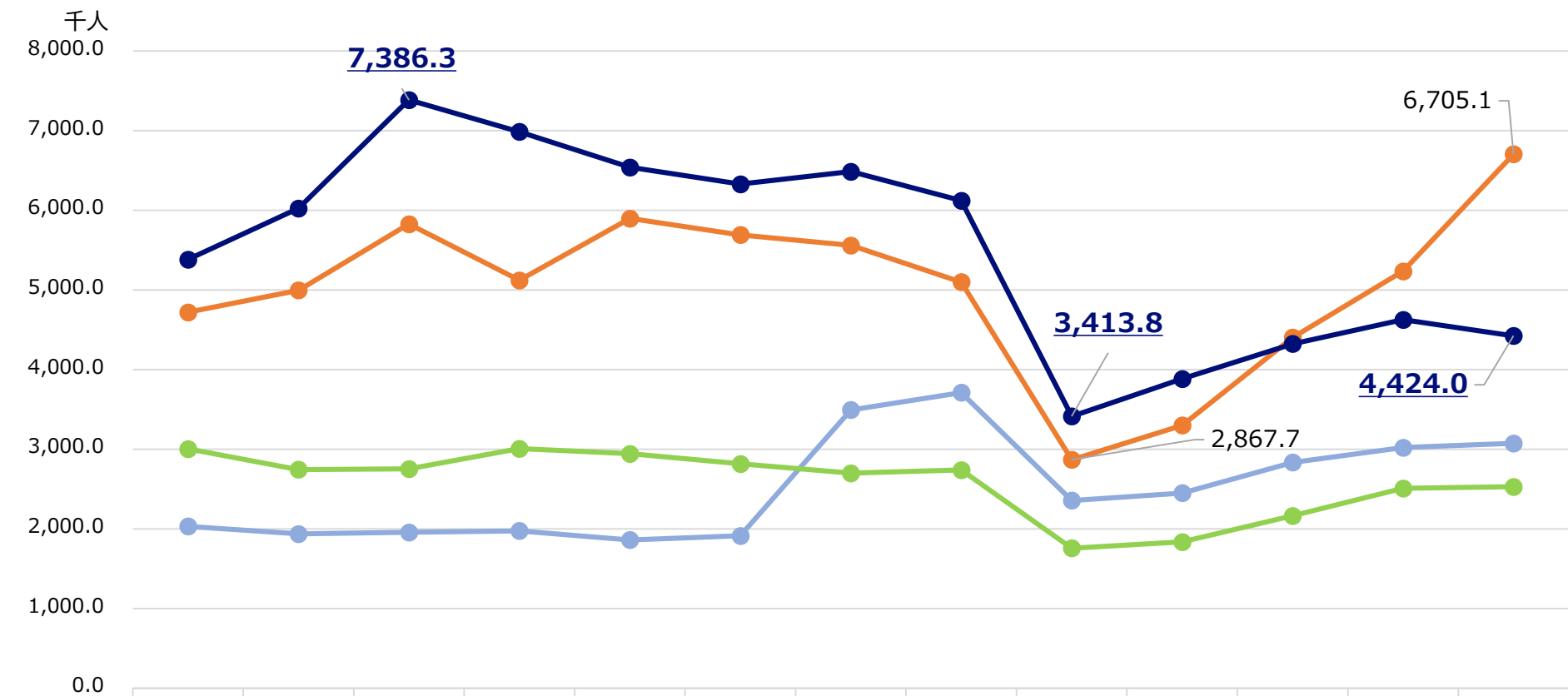
課 題

- ① 高付加価値化等による観光消費額の向上
 - ・長期滞在の促進
 - ・付加価値の高い旅行商品創出
- ② 受入供給力の維持・強化
 - ・省力化設備導入、DXの推進
 - ・人材マッチング支援、観光業への理解促進
- ③ 多様化する観光ニーズへの対応
 - ・選ばれる観光コンテンツづくり
 - ・体験型観光などニーズへの対応
- ④ インバウンド受入環境の整備
 - ・欧米豪（個人旅行）への対応
 - ・台湾等（冬季、団体旅行）需要の取り込み
- ⑤ 持続可能な観光地域づくりの推進
 - ・収益力向上、危機対応力の向上
 - ・選ばれる観光地に向けた継続的投資

こうした課題に対応し、鶴岡市が国内外から「選ばれる観光地」として持続可能な観光地域づくりを進めるには、これまで以上に観光振興施策を充実させる必要がある。

2 観光に関する現状－観光者数の推移

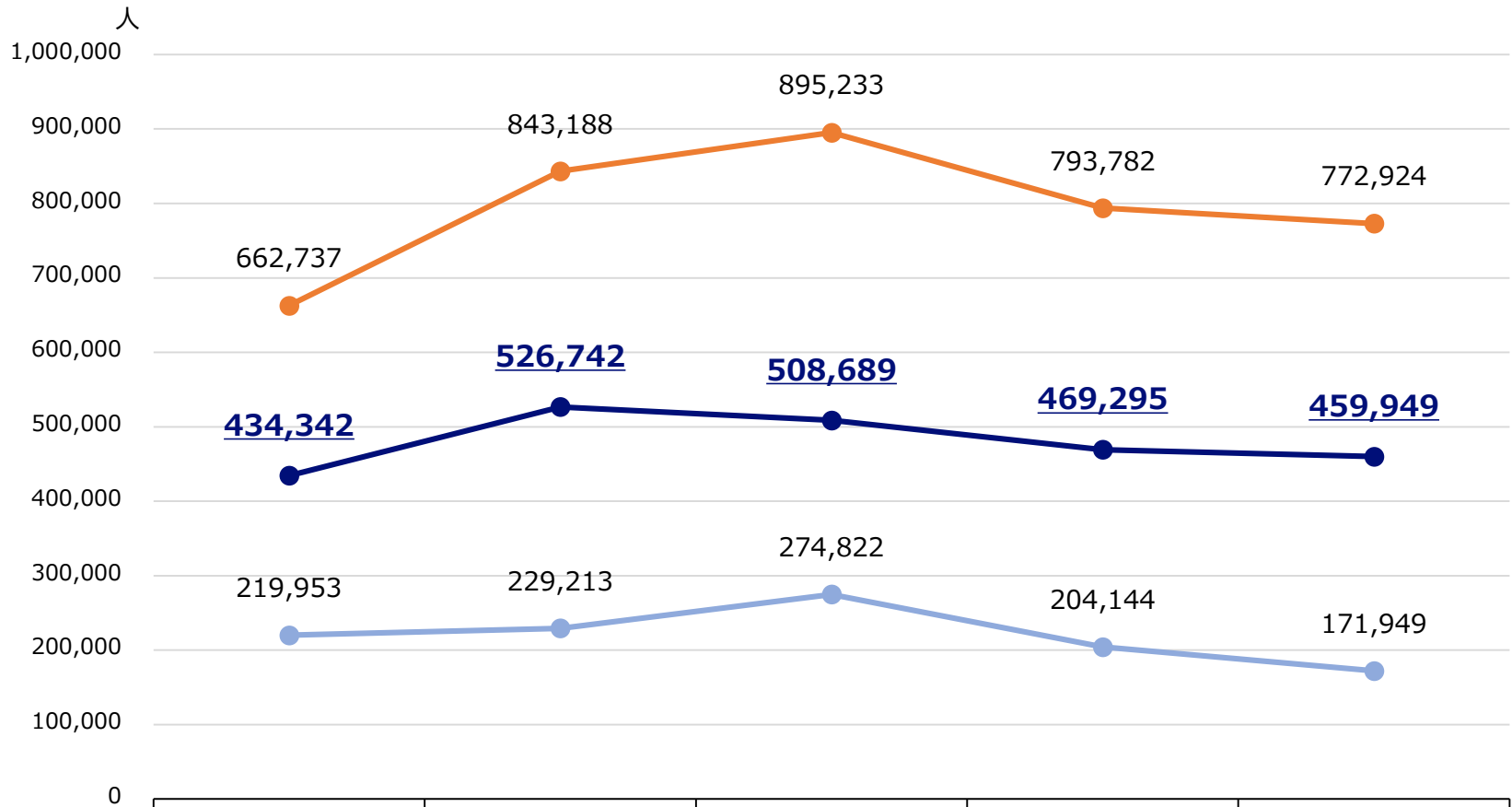
■県内主要都市 観光者数の推移（『山形県観光統計』市町村別観光者数〈延数〉 単位：千人）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
山形市	4,719.7	4,995.5	5,827.5	5,122.0	5,897.9	5,690.9	5,559.3	5,099.8	2,867.7	3,299.3	4,403.3	5,235.8	6,705.1
米沢市	2,032.3	1,935.9	1,957.0	1,974.9	1,860.6	1,914.0	3,494.4	3,710.6	2,357.2	2,450.8	2,834.8	3,020.1	3,073.8
鶴岡市	5,382.9	6,024.4	7,386.3	6,986.7	6,539.9	6,328.3	6,486.5	6,121.3	3,413.8	3,883.9	4,323.6	4,625.9	4,424.0
酒田市	3,004.4	2,744.9	2,753.6	3,006.6	2,942.9	2,816.5	2,698.9	2,738.8	1,757.0	1,835.6	2,164.9	2,508.7	2,528.1

3 観光に関する現状－延べ宿泊数の推移

■県内3都市 延べ宿泊者数の推移（『観光庁宿泊統計調査』第6表 単位：人）

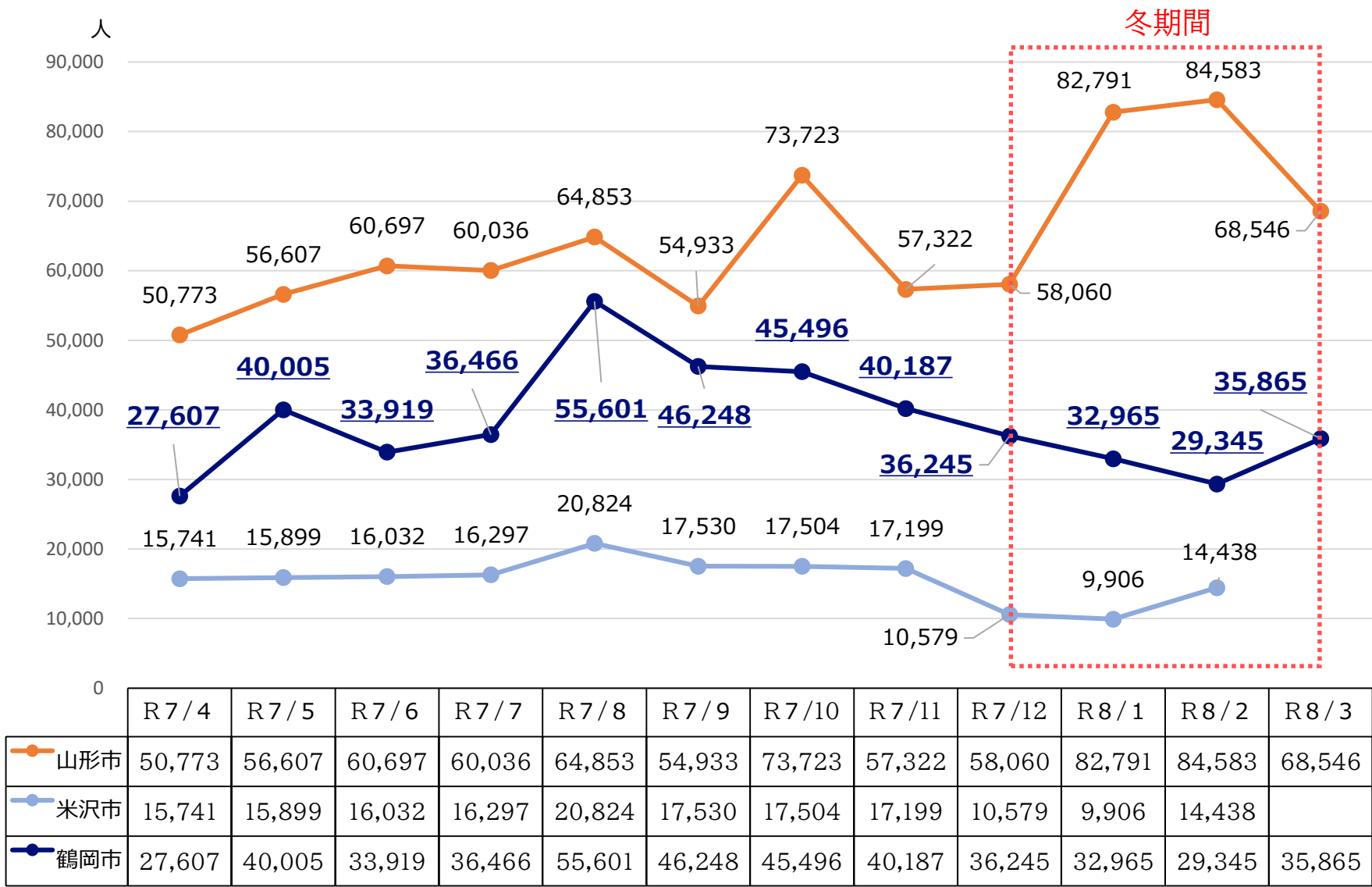


	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
山形市	662,737	843,188	895,233	793,782	772,924
米沢市	219,953	229,213	274,822	204,144	171,949
鶴岡市	434,342	526,742	508,689	469,295	459,949

※米沢市…R7.3 とR8.3のデータなし

4 観光に関する現状－延べ宿泊数の推移（令和7年度）

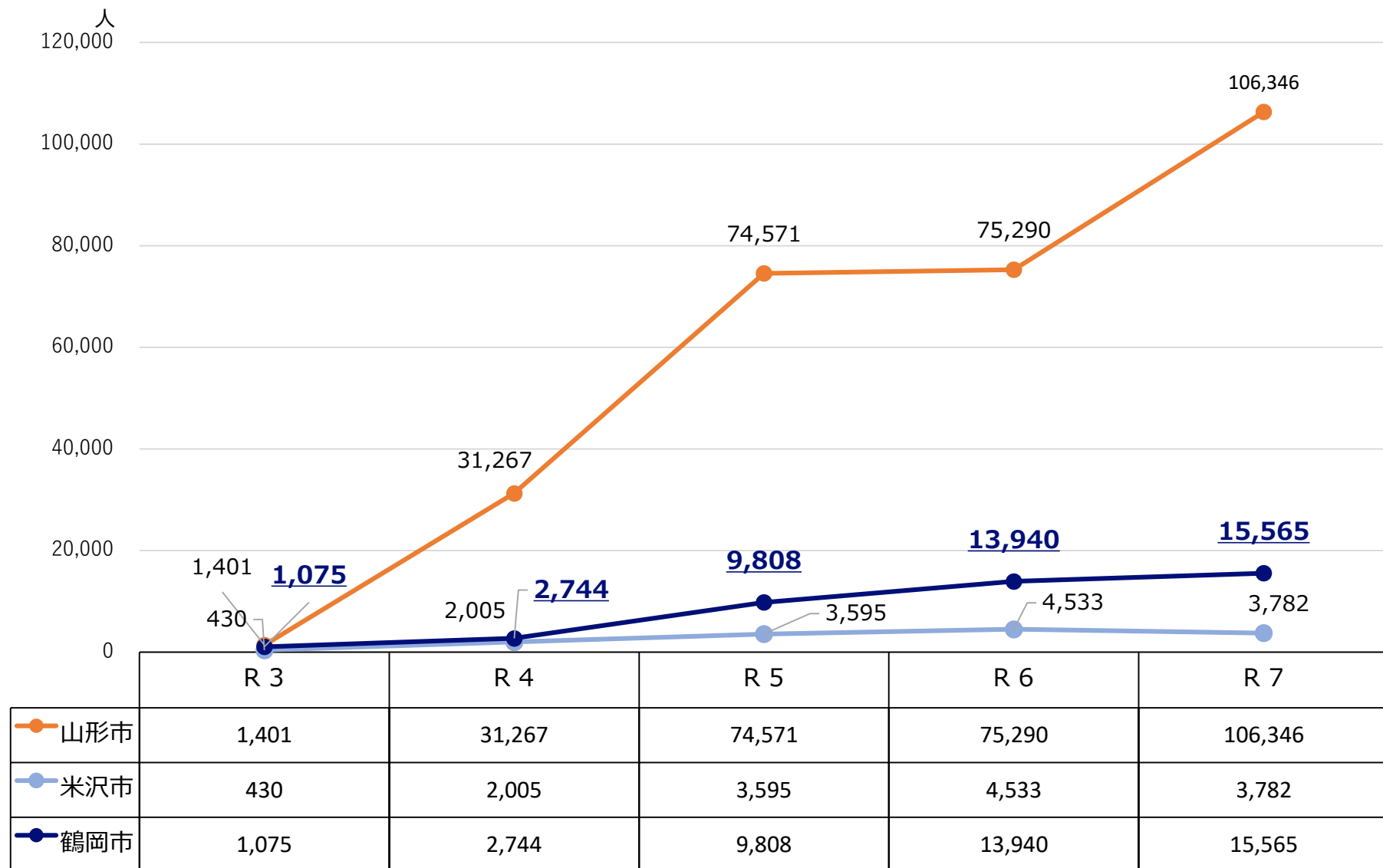
■県内3都市 延べ宿泊者数の令和7年度の推移（『観光庁宿泊統計調査』第8表 単位：人）



※米沢市… 3月データなし 4

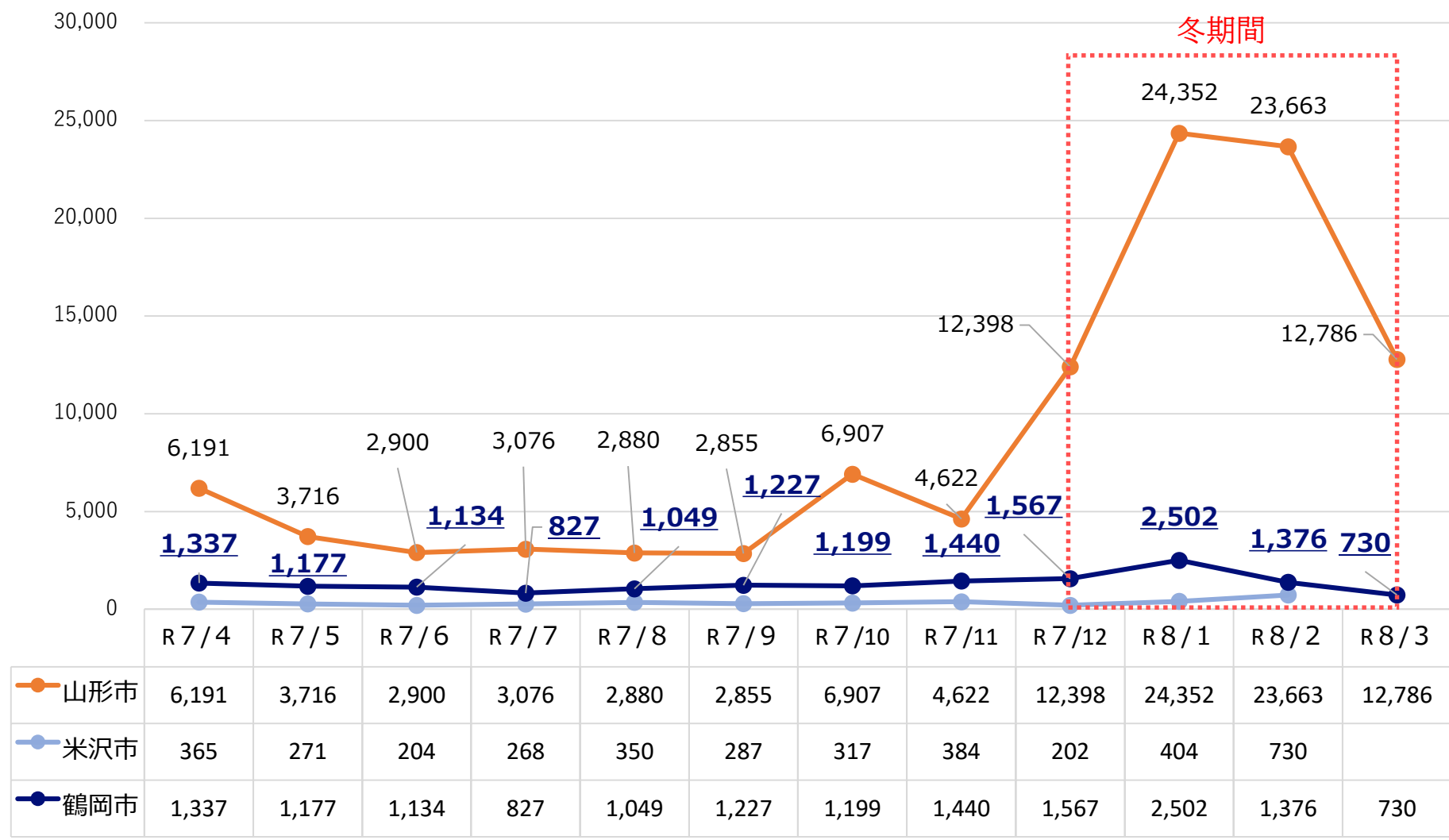
5 観光に関する現状ーうち外国人延べ宿泊数の推移

■県内3都市 外国人延べ宿泊者数の推移（『観光庁宿泊統計調査』第8表 単位：人）



6 観光に関する現状ーうち外国人延べ宿泊数の推移 (令和7年度)

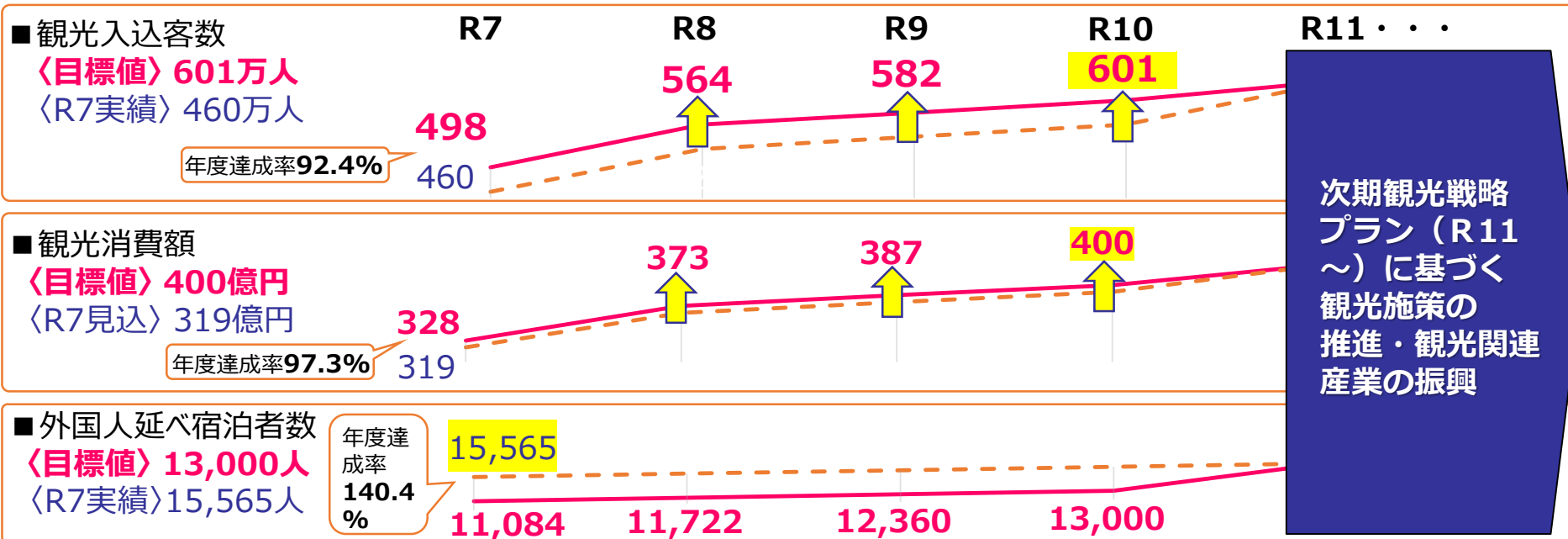
■県内3都市 外国人延べ宿泊者数の令和7年度の推移 (『観光庁宿泊統計調査』第8表 単位：人)



※米沢市は3月のデータなし

7 鶴岡市における観光振興施策の目標

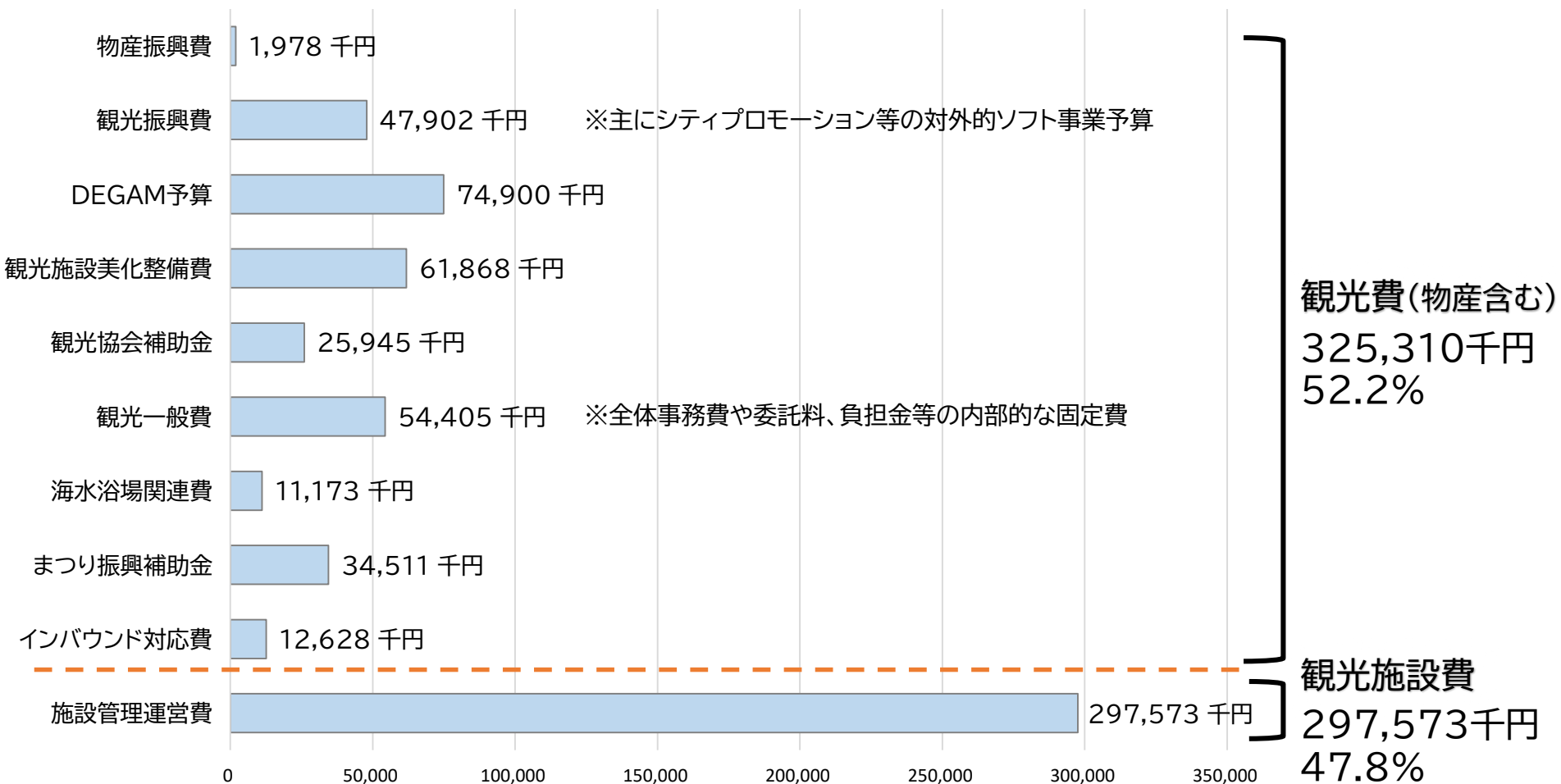
現在、本市では「鶴岡市中期観光戦略プラン（R6～R10）」に基づき、①観光入込客数、②観光消費額、③外国人延べ宿泊者数の3つの目標指標達成に向け、「域内ネットワークの強化」、「広域ネットワークの構築」、「ITネットワークの駆使」により、様々な観光施策に取り組んでいる。



- 観光入込客数、観光消費額について目標達成に向けた一層の取組が求められており、現行水準を上回る施策展開が必要となっている。
- 外国人延べ宿泊者数は目標を上回って推移しているが、当初想定を超える速度でインバウンド需要が拡大していることによるものであり、受入環境の整備など需要の伸びに応じた施策が求められる。
- 令和11年度からの次期観光戦略プラン策定も予定されており、中長期的な視点での取組みが求められる。

8 鶴岡市の観光予算の現状

■観光費の令和8年度予算内訳 (総額約6.2億円)



- 観光予算の5割弱が市有施設の管理運営に充てられている。これらは施設の維持に不可欠な経常的経費であり、大幅な縮減が困難な一方、老朽化に伴う修繕や更新需要は今後増加が見込まれる。このため、観光プロモーションや新たな観光コンテンツの創出など戦略的なソフト事業に充てる予算の確保が課題となっている。

9 鶴岡市の観光財源のうち入湯税について

■令和8年度入湯税の予算(単位:千円)

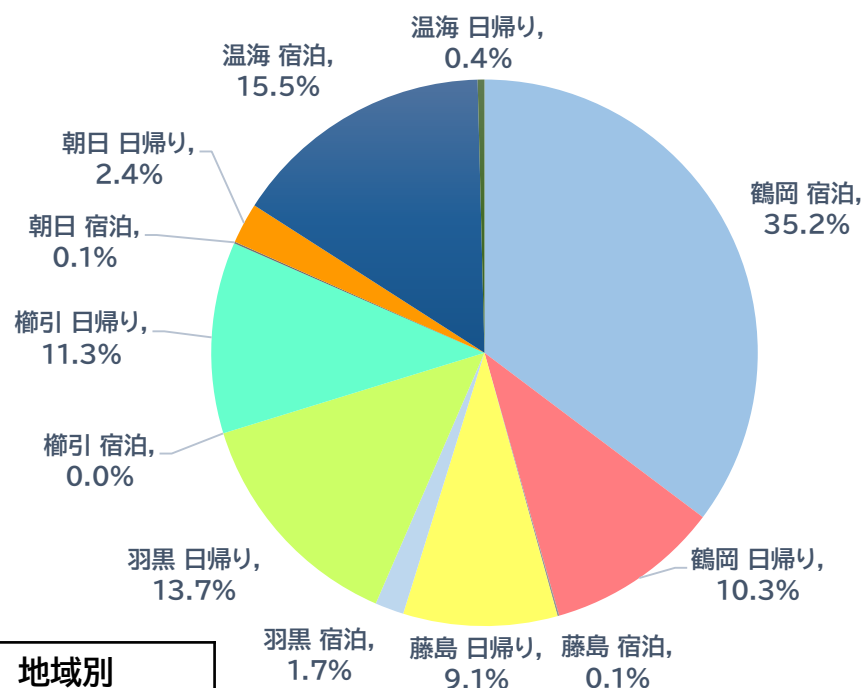
充当先	事業費	入湯税	充当割合
環境衛生施設	184,760	28,675	15.5%
消防施設等	471,302	4,201	0.9%
観光施設	302,830	15,869	5.2%
観光の振興	139,461	63,979	45.9%
合計	1,098,353	112,724	10.3%

■令和8年度入湯税の充当事業

充当先	充当事業
環境衛生施設	観光地公衆便所等管理 日帰り温泉施設の管理 等
消防施設等	消防施設、水利施設、消防庁舎設備の 整備 等
観光施設	日帰り温泉施設の管理 スキー場等の観光施設の管理 等
観光の振興	広報に関する費用 観光キャンペーン等観光奨励に関する 費用 等

- ✓ 現行税率は、宿泊入湯客（1人1泊）：
150円、日帰り入湯客（1人75円）木賃入
湯客（1人1泊75円）

■令和8年度入湯税の地域別・宿泊日帰り別 収入見込



地域別	
鶴岡	45.5%
藤島	9.2%
羽黒	15.4%
櫛引	11.3%
朝日	2.5%
温海	15.9%

宿泊・日帰り別	
宿泊	約53%
日帰り	約47%

- 入湯税収入のうち、鶴岡・温海の温泉旅館等への宿泊に伴うものが約半数を占め、残りは、主に市民が利用する日帰り温泉施設に係るものである。
- 入湯税は宿泊・日帰りを問わず入湯者に課せられるため、負担者に市民が含まれる。

10 新たな観光財源の検討について

①どのような財源が適当か…次回検討委員会の主要論点

- 新たな財源の必要性を確認した上で、財源の種類ごとの特徴を整理し、本市の状況に合った財源候補を選定
- 寄附的手法、法定目的税（入湯税）のあり方、法定外目的税（宿泊税等）の検討 等

②新たな財源の導入に必要な条件は何か

- 財源の使途（何に使うか）を明確にした上で、徴収のあり方、必要な手続き等を整理
- 候補となる財源について、徴収事業者からのアンケート等による意見聴取や先行事例のヒアリング等の実施

③どのようなスケジュールで進めていくか

- 必要な手続き、市民・事業者への周知や期間等を踏まえ検討
- 検討の回数、内容は議論の状況に応じることとし事務局では12月までに5回を想定

<今後のスケジュール（予定）>

- 第1回（8月） 観光振興に関する現状と課題
- 第2回（9月） 新たな観光財源の必要性の確認、財源候補の整理など
- 第3回（10月） 観光財源の制度と使途の検討、委員会での検討のまとめ方（基本構想素案）
- 第4回（11月） 観光財源の制度と使途の検討、委員会での検討のまとめ方（基本構想案）
- 第5回（12月） 検討結果のまとめ

※開催回数や内容は、議論の状況により変動する場合があります。